

【再確認】必要事項の記載もれはありませんか？

不動産情報サイト アットホームなどに「キャンペーンを表示するには、どのように記載すればいいの?」とお問合せいただくことが多数あります。エンドユーザーに正しく伝わるように、以下の内容をご確認ください。

キャンペーンの内容は分かりやすく正確に表示する必要があります！

広告には下記3点を記載してください。

- ①内容：「テーマパークチケットをペアでプレゼント」
- ②期間：「〇月末まで」
- ③条件：「物件をご成約の方」



OK例

- 『〇月末までにご契約の方にギフトカード1,000円分プレゼント』
- 『ご成約キャンペーン!エアコン1台プレゼント中(〇月〇日までにご成約の場合)』

NG例

- 『キャンペーン中!今なら選べるプレゼント付き!』
- キャンペーン期間、提供するものの詳細の記載がない

※キャンペーンで景品類を提供する場合は「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で定められている限度額の範囲内であることが前提です。詳しくは「広告作成のご案内」の「14.景品類の提供、値引き、特典等」にて解説・表示事例をご確認ください(加盟店専用サイトログイン後、ATBB(不動産業務総合支援サイト)の下部などからご覧いただけます)。

「建物名」欄には正式名称のみを登録してください

不動産情報サイト アットホームに公開されている物件情報について、「建物名」欄に建物名以外の文言を登録しているケースが見受けられます。「建物名」欄には、正式名称のみをご登録ください。

OK例

正式名称のみ
『アットホームマンション』

ATBBなどからご登録する際は建物名を「非表示」に設定した場合でも、正式名称をご登録ください。

NG例

物件の間取りタイプ、キャッチコピー、略称、記号、など正式名称以外の文字・文言

- 『アットホームマンション3LDK』
- 『アットホームマンション南向き!』
- 『礼・敷0アットホームマンション』
- 『リフォーム済アットホームマンション』
- 『Aマンション』
- 『☆☆アットホームマンション☆☆』

※マンション・アパートについては「部屋番号」欄にも正確な部屋番号をご登録ください。

★上記TOPIC1は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。